

(5) 教授会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教授会は、学校教育法第93条に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき、学長が次に掲げる事項の決定を行うに当たり意見を述べるものである。

- i) 本学の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ii) 学位の授与に関する事項
- iii) 学籍（退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。）に関する事項
- iv) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- v) 教員の採用及び昇任等に関する事項

また、教授会はこのほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

イ 組織の構成及び構成員等

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で組織されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教授会は、原則、毎月第4水曜日に開催。令和5年度は、17回（第334回～第350回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①議長を代理する者の指名 ②経営協議会学外委員の選考 ③令和3年度以前の教育組織に係る世話人 ④大学教員学校現場研修の修了 ⑤学籍異動 ⑥令和4年度卒業・修了者の就職状況 ⑦教員人事 ⑧コース等における教員選考基準の改定 ⑨遠隔教育活用特別プログラム（仮称）の導入 ⑩新潟県次世代教員養成プログラムに係る総合型選抜入試 ⑪学生の懲戒 ⑫令和5年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査 ⑬令和6年度大学院入試（前期募集）合格者の判定 ⑭令和6年度教職大学院1年制プログラム履修者の判定 ⑮令和5年度学部前期卒業判定 ⑯令和5年度大学院前期修了判定 ⑰令和6年度大学院入試（中期募集）合格者の判定 ⑱令和6年度教職大学院1年制プログラム履修者の判定 ⑲令和6年度学校推薦型選抜合格者の判定 ⑳令和5年度学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査 ㉑令和6年度学部一般選抜（前期日程）合格者の判定 ㉒令和5年度学部卒業判定 ㉓令和5年度大学院修了判定 ㉔令和6年度大学院入試（後期募集）合格者の判定 ㉕令和6年度大学院入試（第2次募集）合格者の判定 ㉖令和6年度学部一般選抜（後期日程）合格者の判定 ㉗令和6年度学部一般選抜（後期日程）追加合格者の決定 ㉘令和8年度学部入学者選抜方法 ㉙新潟次世代教員養成プログラムに係る総合型選抜入試 ㉚学生懲戒規程等の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

学内外においてWEB会議が急速に普及したのを機に、会議出席者の利便性や会議主催者の業務の効率化・省力化などの観点から、教授会をオンラインで開催した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教授会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、個々の教員が大学運営に携わっている実感が得られるよう、全大学教員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教）で構成しており、学長・副学長と教員が直接意見交換を行う重要な組織として十分に機能している。